

希少野生動植物種保存推進員設置要領細則

平成 6 年 6 月 3 0 日
改正 平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日
改正 令和 3 年 5 月 2 0 日

環境省自然環境局
野生生物課希少種保全推進室

希少野生動植物種保存推進員設置要領細則を以下のとおり定める。

1. 希少野生動植物種保存推進員設置要領（以下「設置要領」という。）第 7 の（4）の別に定める活動は、次に掲げるものとする。
 - （1）希少野生動植物種の個体の違法な捕獲、譲渡し等及び生息地等保護区における違法な行為の防止に関し、国又は地方公共団体に協力するため、巡視、指導等を行うこと。
 - （2）国又は地方公共団体が行う絶滅のおそれのある野生動植物種の保存のための施策に関し、国又は地方公共団体に対し専門的な知見に基づき助言をすること。
 - （3）その他、国又は地方公共団体の依頼に基づき種の保存のため必要な協力をすること。
2. 設置要領第 7 の（2）の調査を国有林野内で実施する場合には、入林許可手続を行うこと。また、必要に応じて自然公園法、文化財保護法等に基づく所要の手続をとること。
3. 設置要領第 8 の（2）の別の定めは、次に掲げるものとする。

設置要領第 7 の（3）の助言又は上記 1. の（1）の指導に際しては、事前に国又は地方公共団体と助言、指導内容等につき打ち合わせを行うこと。やむをえず事前に打ち合わせができない場合には、事後に、助言、指導内容等を報告すること。また、所有者等の人格を尊重し、差別的な扱いや不快な念を抱かせることのないよう懇切丁寧な態度で接すること。
4. 設置要領第 9 の個体の捕獲等にあたっては、捕獲等を行う国内希少野生動植物種の個体群の維持に悪影響を及ぼすことのないよう留意する等、種の保存に関して十分配慮すること。また、当該捕獲等を伴う調査の調査内容、調査方法等について、捕獲等当該行為を行う場所を管轄する地方環境事務所等と、事前に十分相談するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第 4 9 条に基づく届出書を別記様式により当該地方環境事務所等に提出すること。
5. 設置要領第 1 1 で別に定める費用は、次に掲げるものとする。

国又は地方公共団体が負担する、執筆、調査、巡視、会議への出席等の活動の費用。